

## 個人情報保護法の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について（案）

平成 29 年 3 月 29 日  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

### 1. 改正の趣旨

個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現のため、改正個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律についての関連ガイドライン<sup>1</sup>及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等が全面施行（平成 29 年 5 月 30 日付）される。

これを受け、本協会では、資料 2 のとおり、「個人情報の保護に関する指針」を一部改正する。

### 2. 改正の骨子

#### (1) 定義

個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、個人識別符号及び要配慮個人情報を新たに定義する。  
(第 2 条)

#### (2) 機微（センシティブ）情報

機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者へ提供する場合の取扱い及び第三者提供時にオプトアウトの規定を適用しない旨を明確化する。  
(新設・第 6 条第 3 項、4 項)

#### (3) 第三者提供の制限

個人データの第三者提供時の本人の同意に係る判断に必要な内容の明示、オプトアウトによる第三者提供の際の本人通知事項等の個人情報保護委員会への届出及び公表を追加する。  
(第 13 条第 1 項、2 項、3 項)

#### (4) 外国にある第三者への提供の制限

外国にある第三者に個人データを提供する場合、原則としてあらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない旨を明確化する。  
(新設・第 14 条)

#### (5) 第三者提供に係る記録の作成等

正会員及び電子募集会員が第三者に個人データを提供した場合、原則として個人データを提供した日及び第三者の氏名又は名称等、当該第三者提供に係る記録を作

<sup>1</sup> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）、同ガイドライン（匿名加工情報編）をいう。

成しなければならない旨を明確化する。

(新設・第 15 条)

(6) 第三者提供を受ける際の確認等

第三者から個人データの提供を受ける場合、原則として第三者の氏名及び住所並びに取得の経緯等の確認を行い、記録を作成しなければならない旨を明確化する。

(新設・第 16 条)

(7) 個人情報等の漏えい事案等への対応

個人情報等の漏えい事案等の事故に匿名加工情報の加工方法等の情報の漏えいを追加する。

(第 25 条)

(8) その他

その他、個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

### 3. 施行の時期

この改正は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

以 上